

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

## 第2節 風水害等対策の実施機関及び責務

機 関 名	各 機 関 の 責 務 及 び 消 防 団 の 担 当 河 川
千 歳 市	法第3条の規定に基づき、千歳市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
消 防 団	
千歳第1分団 千歳第2分団	千歳川、ママチ川、祝梅川、勇舞川
東千歳分団	嶮淵川、シーケヌフチ川、幌加川、東丘川、コムカラ川
支笏湖分団	千歳川上流及びその支流河川、シリセッチナイ川、オコタンペ川、フレナイ川、ニナル川
泉郷分団	千歳川、嶮淵川、チャシ川、キウス川、チプニー川、オルイカ川、祝梅川
長都分団	千歳川、長都川、ユカンボシ川、ゴセン川、カリンバ川
駒里分団	遠浅川、ホカンカニ川
石 狩 支 庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮する指導に努めること。</li> <li>2 次に掲げる通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者等に、受けた内容を通知すること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 札幌管区气象台が、気象の状況により、洪水等の恐れがあると認め発表する通知を受けた場合</li> <li>(2) 法第10条の6第1項の規定により、指定した河川につき北海道開発局長が発表する水防警報を受けた場合</li> </ol> </li> </ol>
札 幌 土 木 現 業 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 洪水等による危険が切迫した場合は、水災を防ぎよし、又はこれによる被害を軽減する措置をとること。</li> <li>2 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量又は水位を必要に応じ水防管理者に通知すること。</li> </ol>
石 狩 川 開 発 建 設 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1級河川の直轄区間の管理、直轄区間の影響を受ける指定区間（河川法第2条7号区間）の河川の工事、維持又は修繕及び災害応急対策並びに災害復旧</li> <li>2 河川総合開発事業又は直轄堰堤の維持管理</li> <li>3 石狩川下流（旭川市神居古潭166番地先の道道神納橋から海まで）の洪水予報（札幌管区气象台と共同）及び石狩川幹川、豊平川の水防警報の発令</li> </ol>

居 住 者 等 の 義 務	法第17条の規定に基づき、千歳市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。
---------------	---

### 第3節 風水害等災害の概況

地震災害対策編第1章第4節「千歳市の自然環境と災害の概況」を参照のこと。